平成28年 第4回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第3日) 平成28年12月9日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成28年12月9日 午前10時00分開議

| 日桯第 | 1 | 議案第64号 | 平成28年度須恵町一般会計補止予算(第3号)の専決処分につい |
|----------|---|--------|--------------------------------|
| | | | て |
| H 111 88 | 0 | *** | 北坡目共共和人。小园和理上之本效。亦变更及彩北坡目共共和人相 |

| 日程第 | 2 | 議案第65号 | 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規 |
|-----|---|--------|-------------------------------|
| | | | 約の一部変更について |

| 日程第 | 3 | 議案第66号 | 須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について | |
|-----|---|--------|-----------------------------|--|
|-----|---|--------|-----------------------------|--|

| 日程第 | 4 | 議案第67号 | 須恵町職員の勤務時間、 | 、休暇等に関する条例の一部を改正する条 | :例 |
|-------|---|--------|--|---------------------|-----|
| ロコエンフ | _ | | SUDVENT AND ASSESSED TO THE PARTY OF THE PAR | | ٠ ا |

| 日程第 | 5 | 議案第68号 | 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を |
|-----|---|--------|-------------------------------|
| | | | 改正する条例 |

| 日程第 | 6 | 議案第69号 | 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 | ⊱例 |
|-----|---|--------|-----------------------------|----|
| | | | | |

日程第 7 議案第70号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第71号 須恵町税条例等の一部を改正する条例

日程第 9 議案第72号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第73号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する 条例

日程第11 議案第74号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第4号)

日程第12 議案第75号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第76号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第77号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第78号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第79号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第17 発議第 1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

日程第19 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第64号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について

日程第 2 議案第65号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規 約の一部変更について 日程第 議案第66号 須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について 議案第67号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 日程第 日程第 議案第68号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 5 改正する条例 日程第 6 議案第69号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 日程第 議案第70号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第71号 須恵町税条例等の一部を改正する条例 日程第 8 日程第 9 議案第72号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 日程第10 議案第73号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する 条例 日程第11 議案第74号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第4号) 日程第12 議案第75号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 日程第13 議案第76号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 日程第14 議案第77号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 日程第15 議案第78号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) 日程第16 議案第79号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号) 日程第17 発議第 1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

議員の派遣について

日程第19

| | | | | 7114 1420 | - • • | F / | | | |
|-----|---|-----|----|-----------|-------|-----|---|---|---|
| 1番 | 児 | 玉 | | 求 | 2番 | 世 | 利 | 孝 | 砯 |
| 3番 | 白 | 水 | 勝 | 元 | 5番 | Ξ | 角 | 栄 | 重 |
| 6番 | 田 | ノ _ | Ŀ. | 真 | 7番 | 松 | Щ | 力 | 弥 |
| 8番 | 猪 | 谷 | 繁 | 幸 | 9番 | 田 | 原 | 重 | 美 |
| 10番 | 合 | 屋 | 伸 | 好 | 11番 | 原 | 野 | 敏 | 彦 |
| 12番 | 三 | 上 | 政 | 義 | 13番 | 柴 | 田 | 真 | 人 |
| 14番 | 今 | 村 | 桂 | 子 | 15番 | Ξ | 角 | 良 | 人 |

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

| 町 | 長 | 中 嶋 | 裕 | 史 | 副 町 長 | 平 | 松 | 秀 | _ |
|--------|---|-----|-----|----------|-----------|---|-----|---|---|
| 教 育 | 長 | 安 河 | 内 文 | 彦 | 理事(会計管理者) | 今 | 泉 | 俊 | 裕 |
| 総務課 | 長 | 満行 | ÷ | 誠 | 都市整備課長 | 安 | 河 内 | 久 | 人 |
| 地域振興課 | 曼 | 安 河 | 内 | 隆 | まちづくり課長 | 櫻 | 木 | 幹 | 夫 |
| 上下水道課 | 曼 | 石 井 | 浩浩 | <u> </u> | 健康福祉課長 | 小 | 林は | つ | み |
| 住 民 課 | 曼 | 梅 野 | 7 | 猛 | 税務課長 | 甲 | 能 | 裕 | 和 |
| 子ども教育課 | 曼 | 御手 | 洗 文 | 生 | 社会教育課長 | Ш | 津 | 政 | 文 |
| 総務課参 | 事 | 平山 | 本 | 治 | 総務課課長補佐 | 諸 | 石 | | 豊 |
| 監查委 | 員 | 欠 | | 席 | | | | | |

午前10時00分開議

〇議長(三角 良人) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、百田監査委員より、欠席の届出があっておりますので、御報告します。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第64号

○議長(三角 良人) 日程第1、議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第3号) の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長(今村 桂子) おはようございます。

議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について、予算審査 特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、 予算の総額をそれぞれ92億5,490万3,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

今回の補正は10月14日に長野県で行われた全国消防操法大会出場に係る補正予算です。

4ページ、歳入では17款繰入金1,100万円は財政調整基金を取り崩して、一般会計へ繰り入れるものです。19款3項雑入100万円は全国消防操法大会出場に対する糟屋郡町村会からの助成金です。

6ページ歳出では、1款議会費71万円は議員8人分の特別旅費です。9款消防費 1,149万3,000円は上須恵分団ほかの特別旅費、消防団出場費用弁償460万 2,000円。全国消防操法大会応援者旅費補助金404万7,000円ほか、小型ポンプ積載車 回送料、結果報告会などに係る費用です。

財政調整基金を1,100万円取り崩したことにより、28年度取り崩し予定は5億9,200万円となり28年度末の財政調整基金は20億712万円となる見込みです。

糟屋郡町村会以外からの助成金についての質疑がありました。予算審査特別委員会、全員賛成で承認としております。

〇議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第64号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は承認です。よって議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分については 委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第2. 議案第65号

〇議長(三角 良人) 日程第2、議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北 筑昇華苑組合規約の一部変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) おはようございます。

それでは、総務建設産業委員会の報告をいたします。

議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に ついて総務建設産業委員会の審査報告をいたします。議案書2ページでございます。

平成29年4月1日から新宮町相島地区を北筑華苑組合の共同処理する事務の処理区域とすることに伴い、北筑華苑組合の共同処理する事務を変更し、北筑華苑組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

4ページの新旧対照表をお願いします。

第3条第1項第1号中改正前、葬祭場を改正後、組合立葬祭場、――以下、葬祭場という――、に改め、次の5ページでは第13条第2項中改正前、新宮町の人口は相島の人口を除いた人口によるものとしを改正後、削るものです。

3ページに戻っていただいて、附則としまして、この規約は平成29年4月1日から施行する。 質疑でございますが、相島には葬祭場はないのかの問いに、現在も相島には葬祭場はあるとのこ とであります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第65号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更については委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3. 議案第66号

〇議長(三角 良人) 日程第3、議案第66号須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制 定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第66号須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例 の制定について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書6ページでございます。

農業委員会に関する法律の一部改正が行われ、農業委員会委員の選出方法が公選制から市町村 長の選任制へ変更されため、当該条例を制定する必要が生じたものです。

次の7ページをお願いします。

須恵町農業委員会の定数に関する条例第1条で目的を、第2条で定数を定めております。

附則第1項で、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の規定は公布の日から施行する。 附則第2項では条例を施行するための準備行為を条例施行前において行うことができること。附 則第3項では、現行の須恵町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止すること。附則第 4項では、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正条例につい て、別表の農業委員会の委員の報酬の額に、実績加算額、予算に定められた範囲内を加えること。 附則第5項では、条例施行の際、現に存在する農業委員会の委員が任期満了の日までに限り存在 するものとする経過措置を定めております。

実績加算額について説明します。

農業委員の農地利用の最適化、担い手の農地集積、集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規 参入促進等の事務を推進する活動に対し交付される交付金のことです。それを最適化交付金とい います。

交付金は計画を作成した上で申請するため、今後、発生することを踏まえたものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

- ○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。児玉議員。
- ○議員(1番 児玉 求) 提案理由の中で、農業委員会委員の選出方法は公選制から市町村長の選任制に変更をされたということなんですが、これは農業委員のほうから、こういう意向があったわけでしょうか。それをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(三角 良人) 松山委員長。
- ○総務建設産業委員長(松山 力弥) これは、国の農業改革の一環といたしまして、国の法律が 改正されたためでございまして、現在、公選制に農業委員会、なっておりますけれども、実際は 選挙が行われてなく、地元の代表者の推薦によるものでございました。

その結果、ちょっと話は戻りますけれども、国といたしましては、法律の中に55歳未満を 1人、それから女性の参入、その他もろもろ行政改革ありましたので、国の法律に伴いまして、 須恵町の農業委員会の条例を改正するものでございます。

- 〇議長(三角 良人) いいですか。児玉議員。
- ○議員(1番 児玉 求) これは、私としましては、その農業委員を自分たちで決めるという ことがやっぱり一番自然な形じゃないかなと思うわけです。

昨年、この法律が農業改革ということで出てきてるみたいなんですが……。 (「何を聞いているんですか、失礼でしょう」の声あり)

- **〇議長(三角 良人)** 今のでわかったかどうかでいいんじゃないですか。
- ○議員(1番 児玉 求) はい、よろしいです。
- 〇議長(三角 良人) ほかに。

これで質疑を終結します。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。児玉議員。

○議員(1番 児玉 求) 議案第66号須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定に ついて反対討論をいたします。

昨年の国会で、農協改革関連法の一環として、農業委員会等に関する法律の改正が成立いたしました。

農民の地位向上を削除し、農地利用の最適化の推進、農業委員の公選制の廃止、市町村長の選 任制へと変更をされております。

農村の現場においては、公選制の、意思を強く全国的に主張しているわけですが、それを無視 して昨年、強行されたものであります。これにより、政府の農政による制約が強まることは避け られません。

農業委員会法改正は、農協法や農地法の改正と一体でそこに貫かれているのは、TPP受け入れを前提とした国内体制づくりであり、家族農業中心の戦後、農政を根底から覆そうという安倍政権の方針であり、農業の担い手の減少や高齢化、耕作放棄の広がりを農業委員会改革の理由としております。

しかし、その根本的な原因は、歴代政府が農産物の輸入自由化を一貫して推進し、大多数の農家経営を成り立たなくしたことにあります。それを一段と劇的な形で進めるのが、TPPにほかなりません。今、地域の農業や農地を守るために、何よりも必要なのは……。

- **〇議長(三角 良人)** 児玉議員、違うでしょう。
- ○議員(1番 児玉 求) 議長、これは関連しておりますので。
- ○議長(三角 良人) していません。(「農業委員会の改正ですよ」の声あり)簡潔に。
- 〇議員(1番 児玉 求) はい。
- ○議長(三角 良人) 何回も記事を読んだりとか、そうするんじゃなくて、あなたの意見をきちんと言うことが討論ですから。
- 〇議員(1番 児玉 求) もう結論ですから。
- 〇議長(三角 良人) それを先に。
- ○議員(1番 児玉 求) もう、これは農業つぶしのTPP協定の基準を阻止する……。今後は、農業つぶしのTPP協定の批准を阻止することであり、安倍政権の農政の大本からの転換ですということです。

この農業委員会で……。(「結論が長い」の声あり)これは……。(「いいって、賛成か反対か言ってくださいよ」の声あり)だから、反対討論と言いましたでしょう。

- ○議長(三角 良人) もしもし、野次が飛んでいますよ。(「はい」の声あり)
- ○議員(1番 児玉 求) 反対をいたします。
- **〇議長(三角 良人)** それだけ。ちょっと待ってくださいよ。

討論は、あなた、反対でしょうが。

賛成者の方を我が方に導くような発言をせな。

何かわけのわからんことばっかり話して。

- 〇議員(1番 児玉 求) 議長。
- **〇議長(三角 良人)** あまり、言わさんでください。これからは、討論、きちんとしてください。 ほかに討論ありませんか。田ノ上議員。
- ○議員(6番 田ノ上 真) 賛成の立場からの討論でございます。

今回、農業委員の選出方法の改正ということでございますが、松山委員長が報告で言っておら

れたように、質疑で返されてたように、実際、各地域の代表が出てるということで、選挙の実がない状態にあるのを、現状にあうように改正したということであって、何か、大きな話をしている議員がいましたが、そういう裏はないと思っております。非常に現実に沿った形の改正になるということで進めていくべきことと思いますので、私は賛成いたします。

- 〇議長(三角 良人) ほかに。原野議員
- ○議員(11番 原野 敏彦) 須恵町にあった農業委員選出を委員長が話されましたので、国会とか、県議会とかじゃなくて、須恵町に合う委員の定数を明確にされましたので、私は賛成をいたします。
- 〇議長(三角 良人) ほかに。

これで討論を終結します。

よって、議案第66号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第66号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(三角 良人) 起立多数であります。

よって、第66号須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第67号

○議長(三角 良人) 日程第4、議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書9ページでございます。

人事院勧告に基づき、一般職員の勤務時間休暇等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるための改正となっております。

12ページ新旧対照表です。

第8条の2では育児休業または介護休暇の対象となる、この範囲に特別養子縁組の看護期間中の子、及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものです。第2項では日常生活を営むのに支障がある者とあるのを要介護者に改めるものです。

14ページ、第11条では休暇の種類に介護時間を加えるものです。第15条では介護休暇の取得可能時間について、介護を必要とする1つの継続する状態ごとに6月を超えない範囲内で、3回の機会に分割して取得できると改めるものです。

第15条の2では、介護のための所定労働時間短縮の措置について、介護を必要とする1つの継続する状態ごとに連続する3年間において、一日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとするものを加えるものです。

11ページに戻っていただき、附則第1項施行期日といたしまして、この条例は平成29年 1月1日から施行するものです。第2項は改正前に介護休暇の承認を受けた職員は介護休暇の初 日から施行日以後、通算して6月を超えない範囲で、任命権者は規則に定めるところによる。介 護休暇の取得可能期間を指定するというものです。

質疑といたしまして、6月を越えない範囲以内で4回を超えることが可能かについて、6月の中で3回を分割して取得できるが4回はない。また、現行では6月を連続して取れるのかの質疑に、6月の中で2週間以上の介護休暇はとれるが、6月を上限として1回しかとれない。なお現行の介護休暇は、有給休暇ではなく、改正後においても有給休暇ではなく無給となる。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。以上でございます。

〇議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第67号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第67号は委員長報告のとおり決定することに御替成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第68号

〇議長(三角 良人) 日程第5、議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は16ページでございます。

特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を0.1月分、年間3.15月分から3.25月分へ引き上げる変更をするためでございます。当該条例の一部を改正する必要が生じたものです。

18ページをお願いします。

新旧対照表第1条関係では、12月に支給される議員の期末手当について期末手当基礎額に乗じる率を100分の165とあるのを100分の175に改めるものです。0.1月分の引き上げでございます。第2条関係では、6月に支給する議員の期末手当について期末手当の基礎額に乗じる率を100分の150とあるのを100分の155に、0.05月分引き上げでございます。12月に支給する議員の期末手当については、期末手当基礎額に乗じる率を100分の175とあるのを100分の170、0.05月分引き下げに改めるものです。

17ページ、附則第1条第1項施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行する。 ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものです。第2項では第1条の規定に よる改正後の須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は平成28年12月 1日から適用するものです。

附則第2条改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合は、第1条の規定により、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の議員報酬条例の規定による給与の内払いと見なすものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

以上でございます。

〇議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

日程第6. 議案第69号

○議長(三角 良人) 日程第6、議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は19ページでございます。

人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の 一部を改正する必要が生じたものです。

先ほど説明しました議員報酬条例と同じく、特別職の期末手当の支給割合を 0.1 月分、年間 3.1 5 月分から 3.2 5 月分へ引き上げを変更するものです。

21ページ、新旧対照表をお願いします。

第1条関係では、12月支給する特別職の期末手当について、期末手当基礎額に乗じる率を 100分の165とあるのを、100分の175に改めるものです。0.1月分引き上げでござ います。

第2条関係では6月に支給する特別職の期末手当について、期末手当基礎額に乗じる率を 100分の150とあるのを、100分の155に、0.05月分引き上げでございます。 12月に支給する特別職の期末手当については期末手当基礎額に乗じる率を100分の175と あるのを、100分の170、0.05月分引き下げに改めるものです。

20ページに戻っていただき、附則第1条第1項の施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものです。

第2項では、第1条の規定により改正後の須恵町特別職の職員の給与に関する条例の規定は、 平成28年12月1日から施行するものです。

附則第2条改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合は第1条の規定により、改正前の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払いと見なすものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成でございます。

〇議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第69号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第70号

○議長(三角 良人) 日程第7、議案第70号─般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は22ページでございます。

人事院勧告に基づき、一般職の給与に関する法律が改正されたことから、当該法律に準じて条例の改正を行うもので、各規定の施行日、適用日が異なることから、1条、2条に分けて、改正しております。

議案書28ページをお願いします。新旧対照表でございます。

本文4行目の掲げる額を定める額に改めるなどの文言の整備が随時出てまいりますが、それぞれにご覧いただきまして、ここで報告を省略させていただきます。

では、第1条関係です。

第20条第2項第1号では、その支給割合100分の80を90に改め、12月の勤務手当て を0.1月分引き上げるものです。

再任用職員は次の第2号で100分の37.5を42.5に改めます。

附則第5項は現在、一般職の課長で55歳以上の職員の給料、基礎手当は1.5%減額されて おります。先ほどの支給割合につきましても1.5%相当を行う改正規制でございます。

以上、これは平成28年12月1日から適用するものでございます。

26ページに戻っていただき、人事院勧告に従い改定した職員の給料表でございます。

平成28年4月から適用するものでございます。

採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層について同程度の改定を行い、そのほかは400円の引き上げを基本に、平均改定率を0.2%とするものです。

29ページをお願いします。

施行期日を平成29年4月1日とする。

第2条関係です。職員の扶養を受けている扶養親族を規定する第7条第2項のうち、第2号の 子及び孫を子に、第3号に孫と分け、以下、号ずれとなっております。

次の第3項で扶養手当ての月額を改定します。

第1号配偶者は1万3,000円から6,500円へ、第2号の22歳未満の子は6,500円から1万円に、また配偶者にない職員の場合の扶養規定をなくします。それにより、改正前の一番下の行の等の1人目の1万1,000円は削ります。

30ページ、第8条第1項扶養親族の届出の規定です。

第2号は前項で扶養親族を規定する号数を1号ふやしましたので、本文中の2号は3号、4号は5号に改めます。次の改正前の第3号及び第4号は配偶者のない職員をうたった規定ですので削るものでございます。

第2項は文言の変更、第3項は次の31ページになりますが、改正前の2行目と9行目に、配偶者のない職員を指す規定文がありますので、関係する部分を削った上で改めて1号から3号の場合について、支給額の改定を定めます。

次に、第20条の勤勉手当です。

32ページになります。

これは先に報告した第1条関係で、12月の勤勉手当で、引き上げた0.1月分を来年の6月と12月に0.05月分配分し直すもので、100分の90を85に、再任用職員は100分の42.5を40に改め、附則第5項は100分の1.35を1.275に、100分の90を80へ改め、55歳以上の課長給与1.5%に減額させるものです。

24ページに戻っていただき、附則としてこの条例は公布の日から施行する。ただし、第2条 及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

第2項第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。第 2条は給与の内払い、第3条は扶養手当に関する特例です。

29年4月から施行する扶養手当の額について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は配偶者、22歳までの子及び配偶者のない職員について、その額を経過的に設定する特例でございます。なお、現在、扶養手当の内容と内訳として、配偶者は24人、子ども84人、28年度は扶養手当の総支給額は106万9,000円で、改定後の30年度では12万円ふえ、118万9,000円となります。

特例の29年度は、3万6,500円ふえて、115万5,000円になります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決となっております。

以上でございます。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第70号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第70号須恵町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第71号

○議長(三角 良人) 日程第8、議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書33ページでございます。

提案理由は地方税法等の一部を改正する等の法律に基づいたものでございます。

42ページの新旧対照表をお願いします。

須恵町税条例等の一部を改正する条例第1条関係について、今回の1条関係では3つに分けますと、42ページから48ページの下のところまでが延滞金の計算期間の見直し、その下から49ページの5行目までが個人町民税における医療費控除の特例の新設です。

その下から56ページまでが日本と台湾との間の租税取り決めに基づく個人町民税特例の申請でございます。第19条と、第43号、第48号、第50条では国税の改正を踏まえ、延滞金の計算期間の見直しをするもので、個人町民税及び法人町民税において申告した後に、減額更正され、その後、さらに増額更正または修正申告があった場合に、その増額分にかかる延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算されることに伴う所要の規定の整備になっております。

済みません、42ページからお願いします。

第19条納付期限に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金について。納期

限後の翌日から納付までの期日の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額を加算 します。

次の各号の規定によって、年7.3%になり、第48条第1項の法人の申告書について所要の 規定の整備となっております。

43ページです。

第34条の8外国税額控除については、文言の改めになっております。

その下、第43条普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延 滞金の徴収について、個人の町民税の所得割について延滞金の計算期間から一定期間控除するこ とを追加しています。

45ページをお願いします。

第48条法人の町民税の申告納付について。法人の町民税について延滞金の計算期間から一定期間控除することを追加しています。

47ページ、第50条法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について。先の第48号と同じく、附則税額について延滞金の計算期間から一定期間控除することをうたっております。

48ページの下のほうですが、第6条特定一般用衣料品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について。個人町民税における医療費控除の特例の新設によるもので、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に特定一般用医薬品などの購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合に、その購入費用のうち、年間10万円を限度としますが、1万2,000円を超える額を平成30年度から平成34年度までの各年度分に限り所得から控除するものです。

49ページをお願いします。

第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について。 日本と台湾との間の租税取り決めに基づく個人町民税における課税の特列の新設によるもので、 日本と台湾との間で支払われる利子等及び配当等について日本国居住者が支払いを受ける者に係 る所得に対し、申告分離課税により3%の所得割を課するものです。

ただし、当該配当等に係る所得については、相互課税との選択性とするもので外国居住者等の 所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律改正にあわせるもので、台湾との 相互主義に基づき、台湾との間に二重課税を排除する等、特例の対象となる利子所得等について、 その所得を分離課税するものです。

5 2ページをお願いします。

第20条の3、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、 先ほど第20条2を新設することに伴う条ずれ、条項訂正になります。 57ページをお願いします。

須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例第2条関係について。附則平成28年須恵町条例第16号において、固定資産税に関する経過措置について規定していなかったため、第2条として附則するものです。

ページ戻りまして、40ページをお願いいたします。

附則として第1条で施行期日を、第2条で経過措置を規定しております。

第1条、この条例は平成29年1月1日から施行するとなっており、第1号の固定資産に関する経過措置については、平成28年4月1日から適用。第2号の附則第6条については、平成30年1月1日から施行するとなっております。第2条で町民税に関する経過措置を規定しております。

質疑でございますが、延滞金の一定期間の見直しについて、一定期間控除とは何を指すのかの質疑に、平成26年12月12日最高裁判決を踏まえた国税の改正によるものであり、町税関係としては、まれなケースと見込んでいるとのことであります。

例といたしまして、当初申告を100、減額更正で60、増額更正、補正申告を130とした場合、その差額の70に対して、当初申告で納付40に対して控除期間が見直されたとのことです。また延滞金はどれくらいあるのかの質疑に、滞納町税徴収延滞金について、毎年200万円ほどの調停及び収入が上がっているとのことであります。

それから、日本と台湾との間に租税取り決めについて、須恵町には該当者はいるのかの質疑に、 須恵町には該当者はいないとのことであります。

採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

以上でございます。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第71号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

O議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 議案第72号

○議長(三角 良人) 日程第9、議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書59ページをお開きください。

提案理由として、国民健康保険税の税率の改定を行うため及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたために提案されました。あわせて、平成30年度からの国保制度改革に当たり、県が設定する標準保険税率をもとに定めていく。国保税率と現在の保険税率との乖離や一般会計からの赤字補填解消の取り組みを進めていくため、税率の改定を行うものです。

63ページの新旧対照表で説明いたします。

第4条から第6条の2です。

医療給付分の基礎課税額の税率改正について説明します。

所得割率を現行7.0から改正後7.6~。資産割率を削除、均等割額を現行2万円から改正後2万4,000円へ。平等割額を現行2万3,000円から、改正後2万5,000円へ。いずれも増改定でございます。

64ページをご覧ください。

第7条から第8条の2です。

後期高齢者支援金課税額の税率について説明します。

所得割率を現行2.1から改正後2.4~。均等割額を現行6,000円から改正後7,000円 へ。平等割額を現行8,000円から改正後9,000円へ増改定をいたします。

第9条から次ページ、第10条の2までは介護納付金課税額についての改定です。所得割率を現行1.8から、改正後2.3へ。均等割額を現行8,500円から改正後9,000円へ。平等割額を現行7,500円から改正後9,000円へ増改定でございます。

その下、第25条は減額についてです。

各軽減世帯の均等割額と平等割額の改定になります。

第1号で、7割軽減世帯の納税義務者について規定しています。アとイを合算した額が基礎課税額から減額され、ウとエを合算した額が後期高齢者支援金課税額から減額。オとカを合算した額が介護納付金課税額から減額されるもので、ご覧のように減額幅も増となり、より軽減される

ことになります。

同様に同条第2号で5割軽減世帯の減額、第3号で2割軽減世帯の減額を規定しています。 68ページの附則をご覧ください。

ここでは、外国居住者等所得相互免除法の一部改正にあわせ、第10項で町民税で分離課税される特定適用利子等の額を、第11項で特定適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めるため、規定の整備を行うものです。これは、先ほど税条例の報告同様、日本台湾間の取り決めを反映しての内容となっております。

その先、附則第12項から第14項については、第10項、第11項の新設に伴い、項ずれをしているものです。62ページ、附則として、第1項、この条例は平成29年1月1日から施行する。第2項は改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は平成29年度以降に適用し、平成28年度分までは従前の例によるという旨の記述でございます。

第3項はこの条例附則の第10項、第11項の規定は、この条例の施行日以後に支払いを受ける該当者に適用するという旨の記述でございます。

質疑として、年収300万円、夫婦と子ども2人、納税者が46歳以上のモデル世帯での今改定による差額はどれほどになるかというものがありました。300万円を収入と仮定すると3万6,600円。所得と仮定すると5万6,900円の増になる。試算が出ているとの回答でした。

ほかに、予防の観点からの取り組みが必要ではとの質疑に対して、長期的に予防も必要だが、 国保会計としては当面は収入増を図るしかない。それは徴収に係ることや支出に係ることになる。 あわせて一時予防に取り組んでいくとの回答でした。

反対討論として、保険税を払えない人もいる。社会保険は国が出すべき。値上げは町民の健康を守るために反対という意見がありました。

賛成討論として、これは、平成30年度からの制度改革を控え、須恵町の国民健康保険会計の 赤字を少しでも解消に導くための改正であるということ。

国保加入者が、町民の4分の1であることから他制度に加入している納税者との公平を期する ためにも、一般会計からの繰り入れを抑えるべき。現状では、負担増は避けられないという意見 がありました。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

〇議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第72号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(三角 良人) 起立多数であります。

よって、議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

O議長(三角 良人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10. 議案第73号

○議長(三角 良人) 日程第10、議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例 の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の 一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書70ページをお開きください。

提案理由として福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部が改正されたこと に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

72ページの新旧対照表をご覧ください。

改正前の文言に加え、改正後は義務教育学校、また電気課程修了者を含む中等教育学校を卒業 した者、中退者としては中等教育学校の後期課程を中退した者が新たに対象となる改正です。附 則として、この条例は公布の日から施行する。

質疑として、義務教育学校についてありました。

これは、小学校、中学校の課程を一貫して行う学校との回答でした。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第73号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第73号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第74号

○議長(三角 良人) 日程第11、議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長(今村 桂子) 議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第4号)について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書8ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,837万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,328万2,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は第1表歳入歳出予算の補正による。

地方債の補正第2条地方債の追加は第2表地方債補正による。債務負担行為の補正第3条債務 負担行為の追加は第3表債務負担行為補正による。繰越明許費第4条地方自治法第213条第 1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第4表繰越明許費による。

初めに12ページ、第2表地方債補正から報告をいたします。2件の追加です。

起債の目的。須恵東中学校大規模改造事業債、第2期限度額2億680万円と、城山防災会館 (仮称)建設事業債460万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載されているとお りです。

13ページ、第3表債務負担行為補正の追加です。

城山防災会館(仮称)建設工事設計監理業務委託。期間は平成28年度から平成29年度まで。 限度額798万円。第4表繰越明許費、国の補正予算が成立し、執行上、来年度に予算を繰り越 し、使用する2件を設定します。

3款民生費1項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業経済対策1億3,325万8,000円。 10款教育費3項中学校費、須恵東中学校大規模改造事業第二期2億4,160万円。合計金額 3億7,485万8,000円です。

歳入の主なものは14ページ、8款1項地方特例交付金128万9,000円。13款1項国庫負担金2,350万円及び16ページの14款1項県負担金1,175万円は歳出3款民生費の障害者支援費自立支援給付費の増額補正に係る財源で国2分の1、県4分の1の補助率です。

14ページに戻りまして、13款2項国庫補助金1億6,938万円は歳出3款民生費の臨時福祉給付金経済対策給付事業費に係る財源で、事務費及び事業費、国庫補助の1億3,325万8,000円。10分の10の補助率と歳出10款教育費の須恵東中学校大規模改造事業費二期分に係る財源3,417万2,000円が主なものです。

16ページ、20款1項町債は地方債補正2件の追加分です。

歳出では、今回、人事院勧告、人事異動に伴う職員の人件費の増減補正を行っています。人件費以外の主なものは24ページ3款1項社会福祉費では障害者支援費自立支援給付費5,090万円。臨時福祉給付金、経済対策給付事業費1億3,325万8,000円。

30ページ6款1項農業費で、新法尺井堰下部水密ゴム取替工事請負費300万円の増額。

34ページ、8款5項下水道費915万9,000円の減額は主に前年度繰り越し金、還付消費税の確定に伴う歳入増による公共下水道事業特別会計への繰り出し金の減額です。

9款1項消防費512万4,000円は城山防災会館(仮称)建設工事設計監理業務委託料です。

36ページ、10款2項小学校費では第一小学校のリズムダンスふれあいコンクール全国大会 出場に対する児童、教師の旅費の補助金200万円。3項中学校費で須恵東中学校大規模改造事 業費第二期の2億4,160万円です。

質疑として、3款民生費では緊急通報装置貸与事業運営委託料及び配食利用サービス事業委託 料の減額及び利用見込み等について。

障害者支援費自立支援給付費の大幅な増額理由について。

6 款農林水産業費では、新法尺井堰下部水密ゴム取替工事の経緯について。 1 0 款教育費では リズムダンスふれあいコンクール全国大会及び創造アイディアロボットコンテスト九州大会出場 の経緯について。対応指導教室の現状について。第二小のスクールカウンセラー緊急対応につい ての質疑がありました。 討論ではマイナンバー制度に関する予算が計上されているので反対するとの反対討論がありま した。

審査の結果、予算審査特別委員会賛成多数で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第74号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第74号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(三角 良人) 起立多数であります。

よって、議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第4号)は委員長報告のとおり 可決することに決定しました。

日程第12. 議案第75号

○議長(三角 良人) 日程第12、議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書42ページをお開きください。

第1条歳入歳出の予算総額からそれぞれ1億9,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億6,547万3,000円とするものです。

事項別明細書45、46ページをお開きください。

歳入3款1項1目療養給付費等負担金5,600万円。同2項1目財政調整交付金1,533万9,000円の増額は歳出一般被保険者の保険給付費の補正に伴うもの。4款1項1目の療養給付費交付金1,400万円は退職被保険者等の保険給付費の補正に伴い、その財源として各補助率で増額補正をしております。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金の計9,382万5,000円は国民健康保険団体連合会通知によるものです。

47、48ページをお開きください。

8款1項1目4節給与費等繰入金495万5,000円は国保会計職員人件費の補正により同額を一般会計から繰り入れております。

9款1項1目繰越金641万円は前年度繰越金を計上しております。

続いて、49、50ページです。

歳出1款1項1目一般管理費495万5,000円の増額は、職員の移動及び人事院勧告の実施により、補正を行ったものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費の計1億1,000万円の増額は決算見込みによるもの。同2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費の計7,900万円の増額も医療費の決算見込みによるものです。

7款1項1目高額医療費拠出金及び4目保険財政共同安定化事業拠出金372万6,000円 は国民健康保険団体連合会の通知により減額補正を行うものでございます。

9款1項1目一般被保険者保険税還付金30万円は決算見込みにより増額補正をしております。 文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第75号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第75号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第76号

○議長(三角 良人) 日程第13、議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書53ページをお開きください。

第1条歳入歳出の予算総額からそれぞれ160万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,939万7,000円とするもので、職員の課内での担当がえ及び人事院勧告関連の補正のみでございます。

事項別明細書56、57ページをお開きください。

歳入3款1項1目一般会計繰入金160万3,000円を減額し、8,013万9,000円と するもので、1節事務費繰入金の減額は一般会計からの人件費分の補正です。

58、59ページをお開きください。

歳出1款1項1目一般管理費は人件費160万3,000円の減額を行っております。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第76号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は委員 長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 議案第77号

○議長(三角 良人) 日程第14、議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補 正予算(第2号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計 補正予算(第2号)について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書の60ページでございます。

第1条歳入歳出予算の総額から、それぞれ819万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,239万5,000円とする。第2項補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の変更は第2表による。

63ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

1の変更は限度額のみの変更で、以下従来どおりとなっております。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、公共下水道分、限度額変更前7,470万円、変更後6,790万円に、680万円の減額でございます。同じく流域下水道分、変更前2,570万円、変更後2,400万円の170万円の減額でございます。特別措置分、変更前4,520万円。変更後4,500万円に、20万円の減額でございます。算定基準の変更に伴い、それぞれ減となっております。

6 4ページをお願いします。

事項別明細書の歳入ですが、5款繰入金は一般会計繰り入れで収支調整となっております。

6款繰越金は前年度繰越金の確定によるものです。

7款緒収入は還付消費税の確定によるものでございます。

なお、8款町債は、63ページの町債の変更による減額となっております。

66ページの歳出は1款総務費、2款下水道事業費、ともに人事異動に伴う人件費の増額です。

3款公債費は町債借入額の確定によるものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員で賛成としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第77号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第77号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は委員 長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15. 議案第78号

○議長(三角 良人) 日程第15、議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会

計補正予算(第1号)について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の68ページでございます。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,707万3,000円とする。

第2項補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の変更は 第2表による。

71ページ、第2表地方債補正でございます。

1の変更は限度額のみの変更で、以下は従来どおりとなっております。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額変更前2,350万円が変更後2,270万円に、算定基準の変更に伴い、80万円の減額となっております。

72ページ歳入ですが、3款繰入金は一般会計繰り入れで、収支調整となっております。4款 繰越金は前年度繰越額の確定によるものでございます。6款町債71ページの町債の変更による 減額となっております。

74ページの歳出でございますが、2款農業集落排水事業費は公共桝設置増による工事請負費の増額でございます。3款公債費は利子の確定による減額でございます。質疑といたしまして、工事請負費の公共桝設置工事請負費について、公共桝が増加しているのかの問いに、今まで年間0件から1件でした。当初予算では年間2箇所を計上していましたが、今年は予算以上の支出があり、田や更地への新築や、もともと1軒の土地を分割し2軒にする人がふえたことによるとのことです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第78号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第78号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 議案第79号

○議長(三角 良人) 日程第16、議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算 (第2号)について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書76ページでございます。

第2条予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

次の77ページをお願いします。

実施計画内訳書の支出ですが、第1款第1項営業費用268万1,000円の減額は人事異動 に伴う人件費の減額です。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第79号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第79号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17. 議員発議第1号

〇議長(三角 良人) 日程第17、議員発議第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。

10番、合屋伸好議員。

○議員(10番 合屋 伸好) 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書でございます。

お手元に資料が届いておろうかと思います。

提案の理由を説明いたします。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の1つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることがございます。

昨年、行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待してもサラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算がされず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかなければならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応したものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。この意見書への皆様の御賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

なお、提出先は2ページ目記載のとおりでございます。御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) 提出議員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三角議員。

○議員(5番 三角 栄重) 1つ、2つ、質問したいんですけど。

年金の場合は町の負担が出てくるんですか。

それと前、つぶれましたよね、合併とか何とかの形で。それは、どういういきさつでつぶれたか、2点だけ教えてもらえますか。

〇議長(三角 良人) 誰がする。わかる。

町長、わかります。誰か答えてもらえん。合屋議員。

○議員(10番 合屋 伸好) なくなったというのは国の制度改革ということでございましたので、議員と名のつく者全ての年金が同時になくなったということでございました。

国会議員も含めまして。

〇議長(三角 良人) わかりました。わかった。

町長、お願いします。

〇町長(中嶋 裕史) 議会議員、国会議員も含めて、年金が廃止になりまして、その分、今、年金をもらっている方については、町費から全額納めているという状況です。

- 〇議長(三角 良人) 三角議員。
- ○議員(5番 三角 栄重) 新しく、今度、例えば、できるとしたら、やはり、町から年金っていうのは半分、公務員の場合出ると思うんですけど。役場から支出せないかんようになるんですか。
- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 雇用主負担ということで町が半額ちょっと多いですけど、それについては 負担をしなくてはならないということになります。
- ○議長(三角 良人) よろしいですか。
- ○議員(5番 三角 栄重) もう1つだけ。ごめんなさい。
- 〇議長(三角 良人) 三角議員。
- ○議員(5番 三角 栄重) 財政の厳しいなか、決まったら出さないかんのでしょうけど。町長としては、それは賛同ですか。
- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- **〇町長(中嶋 裕史)** それは、若い人たちのためには僕は必要だというふうには思います。

議会議員になると、自分が稼ぎよう部分はやめないかん、自営だとかそれはしよっても、それ は保険があるような自営の仕事はしてないから、国民年金でしかないわけですので。

やっぱり、議員になった以上は、老後も議員としての活躍をしようとすれば、それだけの年金っていうのは確保しなければ。そういったことから、昔は国会議員については、ちょっと1期ぐらいしかしとらんでも、国会議員については年金があると、僕らは中学校のときに、そういうふうにして習ったんですけれども。それは若干違うような感じがしたんですが。しかし12年ぐらい、3期ぐらいすれば年金がついておりました。町議会議員も3期からついておって、大体3期で7万円ぐらい年金をもらっておりました。それは普通の年金と合わせて、合算をできるということで。その年金が、今、市町村共済組合も厚生年金も一緒になって、全部が1つになった関係から、それは崩れております。

町村の共済年金というのは、本俸だけで、本俸が高いわけです、職員の場合。それで年金額も高い。そのことによって、年金もたくさんもらいよったわけですが、民間側からすると本俸は低くして、そして諸手当で生活費のほうを補うというようなシステムになっておったから、年金の納める額というのは民間の方が少ないわけ。だから、もらう額が少ないわけですが。そこで、大きな会社は、例えばNTTだとか、そういったところは企業年金、社内年金をして、そして合わせると年金がより多くもらえて、安心した老後が送れるという状況になっておったわけでございまして。

一本化したことによって、かなり無理な一本化であっておりますので、ちょっと混乱が来てお

るというふうな。だから、町職員については、年金はものすごく下がっておるという状況。月額 20万円には、ほとんどの人がならないんじゃないかというような状況でございます。 以上です。

〇議長(三角 良人) ほかに。

これにて質疑を終結します。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議員発議第1号について採決に入ります。

議員発議第1号は原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(三角 良人) 起立多数であります。

よって、議員発議第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第18. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(三角 良人) 日程第18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出があっております。

お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、文教厚生委員会より住民課の業務について、総務建設 産業委員会より都市整備課の業務について。以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査と することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19. 議員の派遣について

○議長(三角 良人) 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異 議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。次に、お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の 2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

〇議長(三角 良人) 以上で、12月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、全員協議会を特別会議室ですぐに行います。終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、 委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。

平成28年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時50分閉会